

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会

地域・こども・デジタル特別調査室

I 所管事項の動向

1 地域活性化

(1) デジタル田園都市国家構想

ア 背景

我が国は、急速なペースで人口減少・少子高齢化が進行しており、生産年齢人口の減少¹が経済成長の制約になることが懸念されている。加えて、地方からの人口流出と東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）への人口集中が続いており、地方の過疎化や地域産業の衰退等が大きな課題となっている²。

このため、政府は、平成26年以降、①活力ある地域社会の実現、②東京圏への一極集中の是正などを目標に掲げ、地方創生（まち・ひと・しごと創生³）の取組を進めてきたが、東京圏への人口集中の傾向はむしろ加速した。

しかし、令和2年に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大すると、地方移住への関心の高まりやテレワークの普及等によって、東京圏の転入超過数が減少に転じた。また、感染拡大を契機として、社会全体のデジタル化を進める気運が高まり、地方創生の取組についても、デジタル技術を活用することの重要性が指摘されるようになった。

このような中、令和3年10月に「デジタル田園都市国家構想」を掲げる岸田内閣総理大臣が就任し、政府として、同構想を推進することとなった。

イ デジタル田園都市国家構想の意義

「デジタル田園都市国家構想」は、岸田内閣が掲げる地方活性化策であり、デジタル技術の活用によって、地方の社会課題の解決や魅力の向上を実現し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すもので、これによって、東京圏への一極集中の是正や多極化を図り、地方から全国へのボトムアップの成長につなげていこうとするものである。

政府は、第2次岸田内閣の発足（令和3年11月）以降、「デジタル田園都市国家構想実現会議」（以下「実現会議」という。）において、構想の具体化に向けた検討を進め、令和4年12月には、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（計画期間：令和5年度～9年度）（以下「総合戦略」という。）を閣議決定⁴し、これに基づく取組を進めている。

なお、政府は、デジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させていくとして

¹ 我が国の生産年齢人口（15～64歳人口）は、平成26年から令和4年までの8年間で364万人減少している。

² 東京圏の転入超過数の大半は若年層（15～29歳）が占めているため、地方の若い世代が出生率の低い東京圏に流出することにより、我が国全体の少子化・人口減少を加速化させているとの指摘もある。

³ 政府は、「地方創生」と「まち・ひと・しごと創生」は「同じもの」としている（第187回国会衆議院地方創生に関する特別委員会議録第3号26頁（平26.10.15）石破地方創生担当大臣（当時）答弁）。

⁴ 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（2020改訂版）」（令和2年12月閣議決定）（計画期間：令和2年度～6年度）の変更という形で策定されたものである。

いるが、デジタルによらない従来の地方創生の取組も引き続き推進することとしている。

ウ デジタル田園都市国家構想総合戦略

総合戦略では、「デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上」の取組の加速化・深化を図るため、次表の4つの類型に分類して取組を推進することとしている。

【デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上】

| |
|--|
| ①地方に仕事をつくる |
| スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業・食品産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出 等 |
| ②人の流れをつくる |
| 「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり 等 |
| ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる |
| 結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進 等 |
| ④魅力的な地域をつくる |
| 教育DX、医療・介護分野DX、地域交通・インフラ・物流DX、まちづくり、文化・スポーツ、防災・減災、国土強靱化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化 等 |

また、そのために必要となる「デジタル実装の基礎条件整備」として、次表の3つの取組を強力に推進し、構想の実現を図ることとしている。

【デジタル実装の基礎条件整備】

| |
|--|
| ①デジタル基盤の整備 |
| デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築（デジタル社会実装基盤全国総合整備計画の策定等）、ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備 等 |
| ②デジタル人材の育成・確保 |
| デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への還流促進、女性デジタル人材の育成・確保 等 |
| ③誰一人取り残されないための取組 |
| デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立 等 |

さらに、施策間連携・地域間連携を推進する観点から、地方が目指すべき地域ビジョンのモデルの例（スマートシティ・スーパーシティ、「デジ活」中山間地域等）を提示するとともに、その実現に向けた支援策（ワンストップ型の相談体制の構築、官民連携のプラットフォームの設置・活用等）が示された。

なお、政府は、総合戦略を着実に実行していくため、毎年夏に「当面の重点検討課題」を整理した上で、政府内で検討を進め、年末に改訂を行う総合戦略に位置付けるとしている。加えて、総合戦略に位置付けられた取組に係る重要業績評価指標（KPI⁵）の達成状況等について、令和7年度中に中間検証を行い、社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、必

⁵ 主なKPIとしては、①デジタル実装に取り組む地方公共団体：1,000団体（2024年度まで）、1,500団体（2027年度まで）、②地方と東京圏との転入・転出均衡（2027年度）、③デジタル推進人材の育成：230万人（2022～2026年度累計）、④デジタル推進委員の取組：推進委員5万人（2027年度まで）などがある。

要に応じて総合戦略の改訂を行うとしている。

エ 地方版総合戦略と地方の取組に対する主な支援

総合戦略では、地方自治体は、総合戦略を勘案して、地方版総合戦略⁶を改訂するよう努め、具体的な地方活性化の取組を推進するものとされている。その上で、地方自治体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的にデジタル実装を通じた社会課題の解決に取り組めるよう、「デジタル田園都市国家構想交付金」や地方財政措置⁷等を通じて、分野横断的な支援を行うこととしている。

このうち、「デジタル田園都市国家構想交付金」（令和4年度補正予算：800億円、令和5年度当初予算：1,000億円）⁸は、従来のデジタル田園都市国家構想推進交付金、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金等を一本化したもので、①デジタル実装タイプ（デジタル実装に必要な経費を支援）、②地方創生推進タイプ（地方創生に資するソフト事業等を支援）、③地方創生拠点整備タイプ（地方創生に資する拠点施設の整備等を支援）がある。

このほか、地方創生関連の主な支援策は次表のとおりである。

【地方創生関連の主な支援策】

| 事業名 | 概要 |
|-------------------------|--|
| 地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税) | ○地方自治体の地方創生の取組に法人が寄附を行った場合、寄附額の6割相当額を法人住民税・法人事業税等の税額から控除（損金算入措置による軽減効果と合わせて、寄附額の約9割相当額を軽減） |
| 地方拠点強化税制 | ○事業者が本社機能を有する施設（事務所、研究所等）を①東京23区から移転する場合、②三大都市圏の中心部以外の地域において拡充する場合に、法人税等の課税の特例（オフィス減税・雇用促進税制）により支援 |
| 地方創生移住支援事業 (補助率1/2) | ○東京23区在住者又は通勤者が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合（テレワークにより移住前の業務を継続する場合を含む。）に、移住支援金（最大100万円＋子供1人当たり最大100万円）を支給 |
| 地方創生起業支援事業 (補助率1/2) | ○地域の課題解決に資する社会的事業を新たに起業等する者に対して起業等のための伴走支援と起業支援金（最大200万円）を支給 |
| 地方創生人材支援制度 | ○地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員、大学研究者、民間専門人材を市町村長の補佐役として派遣 |

オ 「当面の重点検討課題」

実現会議が令和5年6月に取りまとめた「当面の重点検討課題」の主な施策は次表のとおりである。

⁶ まち・ひと・しごと創生法に基づく「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」をいう。地方版総合戦略の策定は任意（努力義務規定）であるが、ほぼ全ての地方自治体で地方版総合戦略が策定されている（令和3年4月1日時点）。なお、令和5年9月時点でのデジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月）を踏まえた改訂状況は不明である。

⁷ 令和5年度地方財政計画の歳出において、デジタル田園都市国家構想事業費1兆2,500億円が計上され、これに相当する一般財源（地方交付税等）が確保された。

⁸ 内閣府は、令和6年度予算概算要求において「デジタル田園都市国家構想交付金」として1,200億円（うち重要政策推進枠300億円）を要求している。

【「当面の重点検討課題」の主な施策】

| 当面の重点検討課題 | 進捗状況 |
|---|---|
| デジタル実装の優良事例を支えるサービス/ システムの横展開の加速化 ・ベスト・リファレンスのカタログ化、モデル 仕様書の作成・公表等 | ⇒「デジタル実装の優良事例を支えるサービス/ システムのカタログ（第1版）」（令和5年8 月デジタル庁）を公表（11分野68サービスをカ タログ化） |
| 人の流れの創出・拡大の強化 ・若者の地方移住に対する支援の強化、企業の 地方移転の更なる推進等 | ⇒地方創生移住支援事業について、大学卒業後 に地方に移住する学生を対象とすること等 について予算編成過程において検討 ⇒令和5年度を期限とする地方拠点強化税制に ついて、税制改正（拡充・延長）を要望 |
| デジタルライフライン全国総合整備計画の策 定（令和5年度中） ・ドローン航路・自動運転支援道の設定と先行 地域での実装等 | ⇒「デジタルライフライン全国総合整備実現会 議」（議長：経済産業大臣）において「中間取 りまとめ」を決定（令和5年9月） |

(2) 地方分権改革

ア 提案募集方式による地方分権改革

地方分権改革のあゆみ

| 年 | 主な動き | 改革等の概要 |
|------|--|--|
| 平成 5 | 地方分権の推進に関する決議（衆参両院） | |
| 7 | 地方分権推進法成立 地方分権推進委員会発足（～平成13年7月） （平成8年12月第1次～平成10年11月第5次勧告） | 【第1次地方分権改革】 ・機関委任事務制度の廃止と事務の再編成 ・国の関与の新しいルールの創設 ・権限移譲 ・条例による事務処理特例制度の創設 等 |
| 11 | 地方分権一括法成立 | |
| 16 | 三位一体改革（平成14～17年骨太の方針） 国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革（平成16～18年度） | |
| 18 | 地方分権改革推進法成立 | 【第2次地方分権改革】 ・地方に対する規制緩和 （義務付け・枠付けの見直しなど） ・国から地方への事務・権限の移譲 ・都道府県から市町村への事務・権限の移譲 等 |
| 19 | 地方分権改革推進委員会発足（～平成22年3月） （平成20年5月第1次～平成21年11月第4次勧告） | |
| 23 | 国と地方の協議の場法成立 第1次一括法成立 第2次一括法成立 | |
| 25 | 地方分権改革推進本部発足 地方分権改革有識者会議発足 第3次一括法成立 | |
| 26 | 第4次一括法成立 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ 提案募集方式（平成26年～） | |
| 27 | 第5次一括法成立 | 【提案募集方式】 ・委員会勧告方式に代えて、地方の発意に 根ざした新たな取組として、個々の地方 公共団体等から提案を募集し、提案の実 現に向けて検討 |
| 令和 5 | 第13次一括法成立 | |

地方分権改革は、平成5年6月の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」を契機として取組が推進されてきたもので、第1次分権改革（平成5年～）、三位一体の改革（平成16年～）、第2次分権改革（平成18年～）を経て、平成26年以降は、提案募集方式による改革が進められている。

提案募集方式は、従来の委員会勧告方式に代えて個々の地方自治体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行うもので、毎年1回、その年の上旬から3か月程度の期間提案募集が実施されている。

地方からの提案等に関し政府は、毎年12月、対応方針を閣議決定し、このうち、法制化が必要な事項については、翌年の通常国会に、地方分権一括法案を提出しており⁹、平成27年から令和5年までの間に第5次一括法から第13次一括法が成立している。

イ 令和5年の提案募集

令和5年の提案募集では、内閣府において、同年2月21日から5月19日まで、地方自治体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案の募集が実施され、地方自治体等236団体から230件の提案がなされた（令和4年：287団体から291件）。

今回の提案募集においては、重点募集テーマとして、①「連携・協働」（団体内各部局間、他団体間等の連携・協働により住民サービスの向上を図る観点からのもの）、②「人材（担い手）確保」（人口減少社会において人材不足の更なる深刻化の懸念を踏まえたもの）が設定されており、提案件数230件のうち、「連携・協働」に関する提案が17件、「人材（担い手）確保」に関する提案が28件となっている¹⁰。

これらの提案事項については、提案募集の対象外であるもの等を除く177件について内閣府から関係省庁に検討要請が行われるとともに、重点事項と位置付けられた46件については地方分権改革有識者会議の提案募集検討専門部会においてその実現に向け、議論が重ねられている。

なお、地方分権有識者会議では、今後の地方分権改革を一層推進する観点から、住民等の提案への参画や成果の住民等への還元について、更なる取組を考えるべきとの問題提起がなされている。

ウ 計画等の策定の見直しに関する取組

我が国においては、計画等の策定を通じた行政が進められる中で、近年、計画等の策定の義務付け等の規定（努力義務規定及び「できる」規定を含む。）が増加してきている¹¹。

計画等の策定については、地方分権改革において一定の見直しが行われてきたものの、平成22年から令和2年の10年間で法律により地方公共団体が策定主体とされる計画等に関する条項数が約1.5倍になっており、地方公共団体においては、増加し続ける計画等に係る

⁹ 地方分権改革推進本部「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月）

¹⁰ 第54回地方分権改革有識者会議 第148回提案募集検討専門部会合同会議 議事録（令和6年6月15日）

¹¹ 計画等の策定を努力義務や任意としながら財政支援等の要件とするケースも増加傾向にある。

事務への対応に多大な労力を要している。

こうしたことを背景として、令和5年3月、地方分権改革推進本部における決定を経て、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」（以下「ナビガイド」という。）が閣議決定された。この中では、新規の計画等の策定や既存計画等の統合などの基本原則¹²を踏まえ、各府省の制度の検討等に当たっての計画行政の指針が示された¹³。

今後、内閣府は法令協議等を通じてナビガイドに沿った運用がなされているか、確認・協議をしていくとしているほか、既存の計画等に関しては、令和5年度の見直しに着手することが適切と考えられるものについて、その在り方の見直しを支援し、見直し結果について地方分権有識者会議に報告するとしている。

(3) 国家戦略特区制度

ア 国家戦略特区制度の創設

平成25年6月、第2次安倍内閣は、成長戦略を具体化する「日本再興戦略」を閣議決定し、その中に国家戦略特区の創設が盛り込まれた。国家戦略特区制度は、国が主導して特定の地域において規制改革等の取組を行うものであり、平成25年12月、国家戦略特区法¹⁴の成立により創設された。これまで、国家戦略特区法の制定及び改正により、創業人材等の多様な外国人の受入れ促進、地域限定保育士の創設、スーパーシティ、地域限定型規制のサンドボックス制度の創設等の規制改革が実現した。

イ 地方創生と国家戦略特区制度

平成26年9月、地方創生が内閣の重要課題とされると、国家戦略特区制度は地方創生の手段と位置付けられることとなった。

国家戦略特区制度は、特定の地域における規制緩和を突破口として、大胆な規制改革を実現しようとするものであるが、同時に、他の制度やインフラ整備なども組み合わせて地域経済を活性化するための手段としても活用されている。国家戦略特区における先駆的で経済効果の高い事業については、デジタル田園都市国家構想交付金も含めて、総合的・重点的に支援することとされている。

ウ 国家戦略特区の指定

国家戦略特区には、これまでに以下の区域が指定されている。

第1次指定（平成26年）：東京圏、関西圏、沖縄県、新潟市、養父市、福岡市

第2次指定（平成27年）：愛知県、仙台市、仙北市

¹² 「経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」(令和4年6月閣議決定)において、計画等の策定に関する基本原則が明記された。

¹³ 閣議決定が行われた日、計画等の策定に関し、法律に基づく計画等と他の計画等との一体的策定の可否等について、内閣府地方分権改革推進室から各府省に対し照会が行われた。

¹⁴ 「国家戦略特別区域法」(平成25年法律第107号)

第3次指定（平成28年）：広島県・今治市、北九州市

第4次指定（令和4年）：（スーパーシティ型）つくば市、大阪市

（デジタル田園健康特区）加賀市・茅野市・吉備中央町

スーパーシティとは、自動運転、遠隔医療、キャッシュレス決済など生活全般にわたり、デジタル技術を活用して大胆な規制改革を行い、最先端のサービスを提供する未来社会を先行実現することを目指すものである。また、デジタル田園健康特区は、デジタル技術を活用し、健康・医療などを始めとした地域の課題解決に重点的に取り組むものである。

スーパーシティ及びデジタル田園健康特区は、地域の活性化や持続可能な経済社会の実現を目指すデジタル田園都市国家構想を先導するとされている。

エ 第211回国会における改正

令和4年4月に指定されたスーパーシティ等における先端的サービスの早期実装や事業の円滑な実施等を推進するとともに、法人農地取得事業¹⁵を地方公共団体の発意による構造改革特区法¹⁶に基づく事業に移行するための所要の措置を講ずるため、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」が令和5年3月3日（第211回国会）に提出され、同法律案は、同年4月26日に可決・成立した¹⁷。

なお、構造改革特区制度は、特例として措置された規制改革事項であれば、全国どの地域でも活用できるものであるのに対し、国家戦略特区制度は、活用できる地域を厳格に限定し、国の成長戦略に資する岩盤規制改革に突破口を開くことを目指したものである。

2 こども政策

(1) 少子化の現状

我が国の出生数は、昭和46～49（1971～74）年の第2次ベビーブーム期には年間200万人を超えていたが、その後はおおむね減少傾向にある。令和4（2022）年に生まれたこどもの数は77万759人となり、統計を開始した明治32（1899）年以来、最低の数字となった。

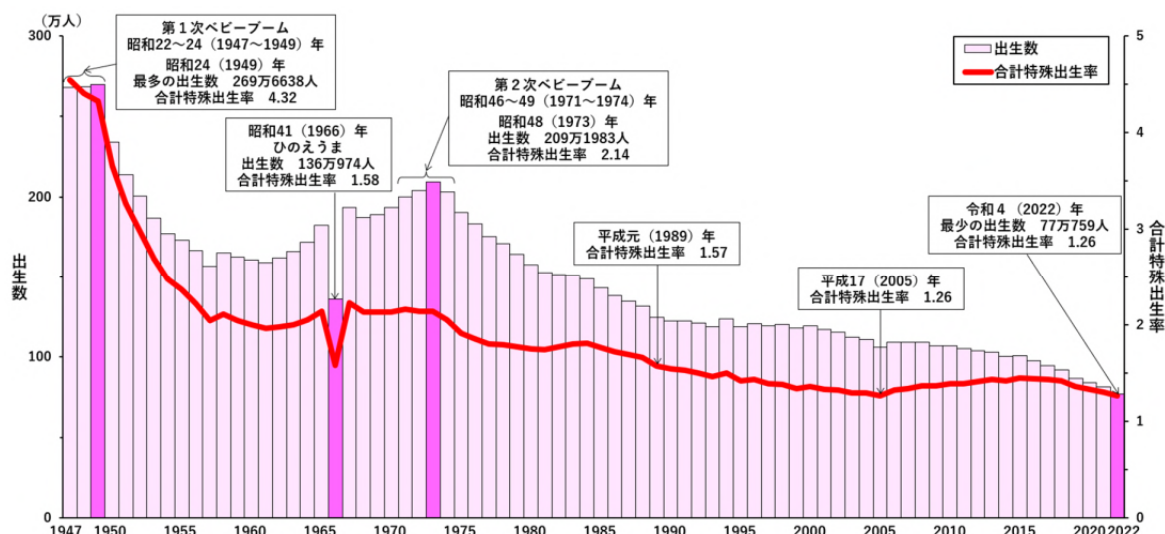
合計特殊出生率を見ると、昭和22～24（1947～49）年の第1次ベビーブーム期には4.3を超えていたが、その後急激に低下し、昭和35（1960）年頃からは、2.1前後で推移していた。昭和50（1975）年以降は、再び低下傾向となり、平成元（1989）年には「ひのえうま（丙午）」の年（昭和41（1966）年）の1.58を下回る1.57となった（1.57ショック）。その後も合計特殊出生率の低下は続き、平成17（2005）年には1.26まで落ち込んだ。以降は、やや持ち直したものの、平成28（2016）年から再び低下し、令和4（2022）年の合計特殊出生率は過去最低の1.26となった。

¹⁵ 国家戦略特区において、一定の要件の下、農地所有適格法人以外の法人（株式会社等）の農地の所有を認めるもの（農地法の特例）

¹⁶ 「構造改革特別区域法」（平成14年法律第189号）

¹⁷ 令和5年法律第20号

図表 出生数及び合計特殊出生率の推移



(厚生労働省「令和4年(2022)人口動態統計(確定数)」第2表-1、第2表-2を基に当室作成)

(2) こども家庭庁の創設

こどもに関する施策は多岐にわたり、従前、担当省庁も複数にまたがっていた。このような状況の下、令和3年4月、菅内閣総理大臣(当時)は、こどもたちのために何が必要であるかという視点に立って、縦割りを打破し、組織の在り方を抜本から考えていくことも必要であるとの認識を示した¹⁸。

その後、岸田内閣において具体的な組織の在り方の検討が進められ、令和4年6月、こども家庭庁設置法¹⁹、関係法律整備法²⁰及びこども基本法²¹が制定され、公布された。そして、令和5年4月、これらの3法律が施行され、こども家庭庁が発足した。

こども家庭庁は、こども政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を実現するため、児童虐待、いじめ、こどもの貧困など、こどもをめぐる様々な課題に対し、常にこどもの視点に立って、こどもの最善の利益を第一に考え、縦割りを排した行政を進めるための司令塔として、政府内の総合調整を適切に行いつつ、各省庁より一段高い立場からこども政策を主導し、必要に応じてちゅうちょなく勧告権を行使するとされている²²。

また、同庁は、こども施策を総合的に推進するための「こども大綱」(こども基本法第9条第1項)の年内の策定を目指し、具体的に議論を進めるとしている²³。

¹⁸ 第204回国会参議院決算委員会会議録第1号11頁(令3.4.5)菅内閣総理大臣答弁

¹⁹ 令和4年法律第75号

²⁰ 「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」(令和4年法律第76号)

²¹ 令和4年法律第77号。内閣提出法案であったこども家庭庁設置法等と同時に、議員立法にて制定された。

²² 小倉内閣府特命担当大臣記者会見要旨(令和5年3月24日)

²³ 「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)18頁

(3) こども未来戦略方針

ア 経緯

令和5年1月、岸田内閣総理大臣は、令和4年の出生数が80万人を割り込む見込みであることに触れ、少子化の問題はこれ以上放置できない課題であるとの認識を示し、従来とは次元の異なる少子化対策の実現に取り組む方針を表明し、令和5年6月までに将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示するとした²⁴。

これを受けて、小倉国务大臣（当時）の下、「こども政策の強化に関する関係府省会議」において検討が行われた。同年3月に公表された試案²⁵では、3年間の集中取組期間で「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）に取り組むとされた。

更に検討を深めるため、同年4月、岸田内閣総理大臣を議長として、関係閣僚、有識者、子育て当事者・関係者、関係団体（経団連、連合、知事会等）により構成される「こども未来戦略会議」が設置され、試案を基に、今後必要な政策強化の内容、予算、財源について具体的な検討が行われた。そして、6月に「こども未来戦略方針」が閣議決定された。

イ 内容

「こども未来戦略方針」は、今後3年間の集中取組期間において実施すべき「加速化プラン」の内容を明らかにするとともに、将来的なこども・子育て予算の倍増に向けた大枠を示したものである。「加速化プラン」には、児童手当や育児休業給付の拡充等が盛り込まれており（図表参照）、その予算規模は3兆円半ばとされている。

財源に関しては、特別会計（いわゆる「こども金庫」）を新設し、政策の全体像と費用負担の見える化を進めるとしている。そして、歳出改革等により国民の実質的な追加負担の回避を目指しつつ、企業を含む社会・経済の参加者全員が公平に広く負担する「支援金制度（仮称）」の構築により令和10年度までに安定財源を確保し、また、その間に財源不足が生じないように、必要に応じて「こども特例公債」を発行するとしている。

さらに、「加速化プラン」の効果を検証しつつ、2030年代初頭までに、こども家庭庁予算で見て、国の予算又はこども1人当たりの国の予算の倍増を目指すとの方針を示している。

図表 「加速化プラン」で示された主な具体策

| 項目 | 具体策 |
|---|--|
| ① ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組 | ○ 児童手当の拡充（所得制限の撤廃、高校生年代まで支給期間を3年間延長、第3子以降は全て3万円） ○ 出産等の経済的負担の軽減 ○ 高等教育費の負担軽減 |
| ② 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 | ○ 就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設 |
| ③ 共働き・共育での推進 | ○ 男性育休の取得促進 |
| ④ こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革 | ○ こどもまんなか応援サポーター |

（「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）を基に当室作成）

²⁴ 岸田内閣総理大臣年頭記者会見（令和5年1月4日）

²⁵ こども政策担当大臣「こども・子育て政策の強化について（試案）」（令和5年3月31日）

(4) 日本版DBS法案

こどもに対する性犯罪・性暴力は、被害に遭ったこどもの心身に生涯にわたり有害な影響を及ぼすものである。特に、教育、保育等の現場においてその従事者が加害者となる場合、こどもの性的知識の未熟さや立場の弱さに乗じて行われ、第三者が被害に気付きにくく、一度発生すると継続する可能性が高いため、未然防止の仕組みが必要と考えられる²⁶。

そのような仕組みとして、教育職員等及び保育士については、令和3年のわいせつ教員対策法²⁷の制定及び令和4年の児童福祉法²⁸の改正により、児童生徒性暴力等（わいせつ教員対策法第2条第3項）を行い資格失効等となった者のデータベースの整備や資格の再授与に当たっての審査等が規定された。一方、放課後児童クラブの職員、塾講師、ベビーシッターや部活動の外部指導者などの免許等を要しない職種についても、これらの法制定・改正時の所管委員会の附帯決議において、イギリスのDBS²⁹制度を参考に、性犯罪歴がないことの証明を求める「日本版DBS制度」の導入を検討することとされた。

令和5年6月以降、こども家庭庁成育局長の下、学識経験者等による「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」において検討が行われ、同年9月に報告書がまとめられた。この中では、教育、保育等を提供する者がこどもに対する性犯罪・性暴力を防止する責務を負っているとして、職業選択の自由、営業の自由等に留意しつつ、従事者の性犯罪歴を確認する仕組みが必要とされた。そして、設置に認可等を要する学校や児童福祉施設等の設置者には確認義務を課す一方、認可等が不要な学習塾などの事業者については認定制度を設け、認定事業者に確認義務を課すこと、また、被害者の年齢を問わず性犯罪の前科者を対象とすることなどが提言された。

政府は、報告書を基に、当初は同年秋の臨時会にも法律案を提出する予定であったが、確認の義務化の対象などの再検討が必要として、提出を見送る方向となった³⁰。

3 マイナンバー制度

(1) マイナンバー制度の概要

ア マイナンバーとは

個人番号（マイナンバー）は、本人を識別するための12桁の番号である。日本国内に住民票を有する個人に対して付番され、最新の基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）と関連付けて管理されている。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、マイナンバー法³¹に基づき、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることの確認を行うための基盤である。マイナ

²⁶ 「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」報告書（令和5年9月12日）1～2頁

²⁷ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）

²⁸ 昭和22年法律第164号

²⁹ Disclosure and Barring Service

³⁰ 『朝日新聞』（2023.9.24）

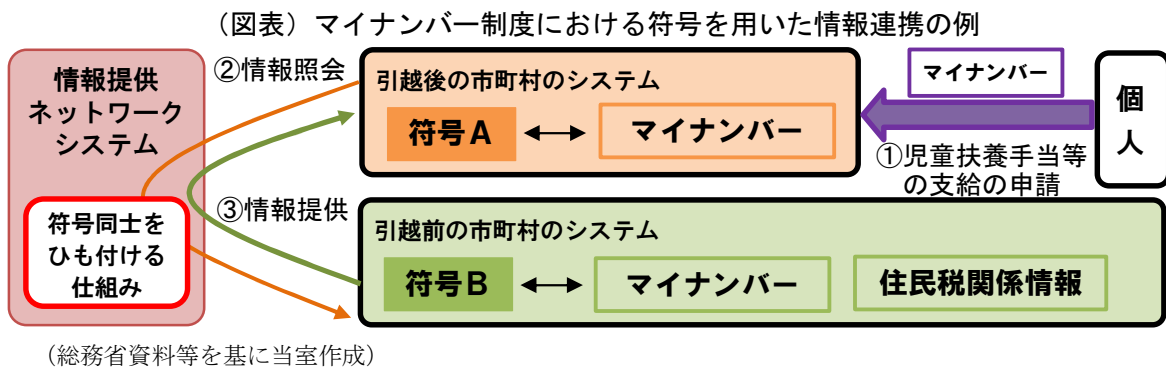
³¹ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）

ンバー制度の目的は、①公正な給付と負担の確保、②国民の利便性の向上、③行政の効率化の3つである。

マイナンバーは、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において利用を促進することとし、マイナンバーを利用できる事務は限定列挙されている（ポジティブリスト方式）。

イ 情報連携

情報連携とは、個人情報管理する各機関が、マイナンバー等を用いて個人情報を相互に活用する仕組みである。これは、行政機関等に提出する書類（住民票、課税証明書等）を省略し、住民の利便性を図るとともに、行政を効率化すること等を目的としている。機関同士でやり取りされるのはマイナンバー自体ではなく「機関別符号」であり、各機関別符号がどのマイナンバーにひも付けられているかは各機関でないと分からないため、国は各機関が保有する特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を一元的に把握することはできない仕組みとなっている（図表参照）。



(2) マイナンバーカード及びマイナポータル

個人番号カード(マイナンバーカード)は、本人に交付される I Cチップの付いたプラスチック製のカードである。表面には基本4情報・顔写真・有効期限等が記載され、裏面には12桁のマイナンバーが記載される。また、I Cチップには券面記載事項や電子証明書等が搭載されている。

マイナンバーの用途については、法律又は条例に定められた行政事務等に限られる。これに対し、マイナンバーカードの公的個人認証（電子証明書）及び空き領域については、マイナンバー自体を利用するものではないため、民間事業者も含めて様々な用途に活用することができる。

マイナポータルとは、マイナンバーカードの保有者のみが利用できるポータルサイトであり、行政機関等が保有する自己の個人情報及び行政機関同士が照会・提供した履歴を確認できる。また、行政サービスの検索やオンライン申請、行政機関から配信されるお知らせの受領等の機能がある。

(3) マイナンバー法の制定及び近年の改正

ア マイナンバー法の制定

平成25年にマイナンバー関連4法³²が成立した。マイナンバーの付番は平成27年10月から、マイナンバーの利用及びマイナンバーカードの交付は平成28年1月から、情報連携は平成29年11月から、それぞれ開始された。

イ マイナンバー法の近年の改正

(7) 令和3年改正法³³

マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載することを可能とした。また、預貯金者は、一の預貯金口座をマイナンバーとひも付けて登録し（公金受取口座）、公的給付の支給に同口座の情報を活用することが可能となった。本改正は一部の規定を除き、令和5年4月に施行された。

(1) 令和5年改正法³⁴

以下に掲げる事項が改正された（一部の規定を除き、令和6年度施行予定）。

- ① マイナンバーの利用範囲の拡大
- ② マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し（利用が認められている事務に準ずる事務においても利用を可能とする等）
- ③ マイナンバーカードと健康保険証の一体化（いわゆるマイナ保険証）
- ④ マイナンバーカードの普及・利用促進（郵便局における交付申請受付を可能とする等）
- ⑤ 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加
- ⑥ 公金受取口座の登録促進（行政機関等経由登録の特例制度の創設）

(4) マイナンバー制度の今後

ア マイナンバーに関するトラブル

令和5年改正法の成立と前後して、①マイナ保険証や障害者手帳情報のひも付けの誤り、②コンビニ交付サービスでの証明書の誤交付、③公金受取口座の誤登録やマイナポイントの誤付与、といったトラブルが相次いだことを受けて、政府は「マイナンバー情報総点検本部」を設置し、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、原則秋までに、マイナンバーとのひも付けの点検を行うこととし³⁵、同年8月に中間報告及び再

³² 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（同第28号）、「地方公共団体情報システム機構法」（同第29号）及び「内閣法等の一部を改正する法律」（同第22号）

³³ 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（同第38号）及び「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（同第39号）

³⁴ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）

³⁵ マイナンバー情報総点検本部（第1回）（令和5年6月21日）資料2

発防止対策の取りまとめが行われた³⁶。

イ マイナンバー法の改正に向けた動き

令和5年6月に策定された重点計画³⁷においては、令和8年中を視野に次期マイナンバーカードの導入を目指しており、必要があれば令和6年の常会に法案の提出を目指すこととしている。

4 デジタル規制改革等

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大とデジタル化の抜本的強化

令和2年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国の経済社会活動が押印・書面・対面を前提としていること、テレワークの環境が整っていないことなど、デジタル化の遅れが浮き彫りとなった。

そこで、政府は、感染拡大の阻止に向けたITの活用と社会全体の行動変容を進めるため、デジタル化を抜本的に強化する方針を示し³⁸、令和2年9月に就任した菅内閣総理大臣（当時）の下、IT基本法³⁹の全面的見直し、デジタル庁の設置、押印・書面に係る制度の見直しなどの方策をまとめた。そして、令和3年5月にデジタル改革関連5法⁴⁰が制定され、同年9月にデジタル庁が発足した。

(2) デジタル規制改革の取組

ア デジタル臨時行政調査会

令和3年10月に就任した岸田内閣総理大臣は、デジタル臨時行政調査会（以下「デジタル臨調」という。）を設置した。デジタル臨調は、デジタル改革、規制改革及び行政改革に係る横断的課題に一体的に対応することとし、規制改革については、規制改革推進会議とも連携して取り組んでいる。

令和3年12月には、デジタル臨調において、「構造改革のためのデジタル原則（以下「デジタル原則」という。）」（①デジタル完結・自動化原則、②アジャイルガバナンス原則⁴¹、③官民連携原則、④相互運用性確保原則、⑤共通基盤利用原則）が策定され、「デジタル社会の実現に向けた重点計画⁴²」に盛り込まれた。

³⁶ マイナンバー情報総点検本部（第2回）（令和5年8月8日）資料1

³⁷ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）

³⁸ 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月17日閣議決定）

³⁹ 「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（平成12年法律第144号）（「デジタル社会形成基本法」（令和3年法律第35号）により廃止）

⁴⁰ ①「デジタル社会形成基本法」（令和3年法律第35号）、②「デジタル庁設置法」（同第36号）、③「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（同第37号）、④「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（同第38号）及び⑤「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（同第39号）

⁴¹ データに基づく政策の点検と見直しを繰り返しつつ、機動的・柔軟で継続的な政策の改善を可能とすること。

⁴² 令和3年12月24日閣議決定

イ アナログ規制の見直しに向けた動き

令和3年12月、岸田内閣総理大臣は、4万以上ある法令・通達等についてデジタル原則への適合性を点検し、令和4年春に一括見直しプランを取りまとめる意向を示した⁴³。これを受けて、令和4年6月、デジタル臨調は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を決定した。この中で、代表的な「アナログ規制」である7項目（①目視、②実地監査、③定期検査・点検、④常駐・専任、⑤対面講習、⑥書面掲示、⑦往訪閲覧・縦覧）について、項目ごとに見直しの基本的な考え方を示した。

政府は、同年12月、「7項目のアナログ規制」及び新たに見直し対象に加えられた「フロッピーディスク（FD）等の記録媒体を指定する規制」等に関する法令約1万条項の見直し方針及び見直しに向けた工程表⁴⁴を確定した。これを受け、岸田内閣総理大臣は、令和6年6月までにアナログ規制を一掃するため、令和5年の常会に一括法案を提出すべく、準備を進めるとした⁴⁵。

ウ デジタル規制改革推進法

令和5年の第211回国会（常会）に一括法案が提出され、同年6月にデジタル規制改革推進法⁴⁶が成立した。これにより、デジタル技術の効果的な活用のための規制の見直しが施策の策定に係る基本方針の一環として位置付けられるとともに、フロッピーディスク等の記録媒体の提出が求められる申請等の行政手続についても、オンラインによることが可能となった⁴⁷。また、書面掲示規制（①事業所等における標識、利用料金等の掲示、②行政機関における公示送達）を規定する62本の法律が改正され、所定の掲示の内容について、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととされた⁴⁸。

政府は、今後、デジタル原則の下で、「アナログ規制の一掃」から「官民デジタル完結」の徹底と「AI・データ等を徹底活用できる社会づくり」へと取組の重点を移していくとしている⁴⁹。

エ テクノロジーマップの整備

デジタル規制改革推進法においては、規制の見直しに資するデジタル技術に関する情報の公表及び活用についても規定された。これを受けて、令和5年10月、政府は、アナログ規制の類型とデジタル技術の対応関係を整理した「テクノロジーマップ」を公表した。ま

⁴³ 第2回デジタル臨時行政調査会（令和3年12月22日）議事録等15頁

⁴⁴ 「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会）

⁴⁵ 第6回デジタル臨時行政調査会（令和4年12月21日）議事録等12頁

⁴⁶ 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第63号）

⁴⁷ 公布の日（令和5年6月16日）から施行

⁴⁸ 原則として令和6年4月1日から施行されるが、行政機関における公示送達関係の改正については公布後3年以内で政令で定める日から施行

⁴⁹ 第7回デジタル臨時行政調査会（令和5年5月30日）資料1「アナログ規制の一掃に向けた取組の進捗とデジタル臨調の今後の検討課題」1頁

た、ドローンによる構造物等の検査などの、規制所管省庁において安全性・実効性の観点から技術検証が必要とされた規制について技術検証事業を行うこととしており、今後、その結果も踏まえ、テクノロジーマップ等の更新が行われる予定である。

(3) デジタル行財政改革

岸田内閣は、国がデジタルによって地方を支える仕組みに転換する「令和版デジタル行財政改革」に取り組むとし⁵⁰、令和5年9月、デジタル行財政改革担当大臣を新設した。同年10月には、デジタル田園都市国家構想、行政改革、規制改革などを束ねる司令塔として「デジタル行財政改革会議」を設置した⁵¹。同会議は、関係閣僚や有識者から構成され、同年12月に中間報告を取りまとめることとしている。

II 第212回国会提出予定法律案等の概要

提出予定法律案等はない（10月19日現在）。

（参考）継続法律案等

○ 保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（岡本あき子君外12名提出、第208回国会衆法第28号）

保育等従業者に優れた人材を確保し、もって子ども・子育て支援の水準の向上に資するため、保育等従業者の賃金をはじめとする処遇の改善のための特別の措置等を定める。

○ 通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他の認定こども園等における幼児等の安全の確保のための措置等に関する法律案（青柳仁士君外9名提出、第210回国会衆法第3号）

通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故が相次いで発生している状況に鑑み、当該置き去りによる事故を防止するため通園バスへの置き去り防止装置の設置の義務付け及び当該設置に要する費用の補助について定めるとともに、通園バスを利用する幼児等の安全の確保に関する指針の策定等並びに認定こども園等の職員の充実及びその処遇の改善のための措置等について定めることにより、認定こども園等における幼児等の安全の確保等を図る。

○ 子育て・若者緊急支援法案（青柳仁士君外8名提出、第210回国会衆法第18号）

現下の物価の高騰が国民生活に著しい影響を与え、とりわけ教育費をはじめとする子育てに関する経済的負担を増大させており、これに対する懸念から子どもを安心して生み、育てることができる社会の実現が妨げられていることに鑑み、現下の物価の高騰による影響の緩和を図るため、出産及び育児をする者並びに若者に対して緊急に講ずべき経済的支

⁵⁰ 岸田内閣総理大臣記者会見（令和5年6月21日）

⁵¹ これに伴い、デジタル臨調は廃止された。

援に関する施策を定めることにより、社会全体として子育てに関する経済的負担の軽減を図る。

○ 児童手当法の一部を改正する法律案（早稲田ゆき君外10名提出、第211回国会衆法第2号）

児童の養育に係る経済的負担の軽減を図るとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、父母等の所得による児童手当の支給の制限を撤廃する。

○ 副首都機能の整備の推進に関する法律案（中司宏君外2名提出、第211回国会衆法第4号）

副首都機能の整備を推進するため、その基本理念を定め、国及び関係地方公共団体の責務を明らかにし、並びに副首都地域の指定及び副首都地域における副首都機能の整備の推進に関する基本方針について定めるとともに、副首都機能整備推進本部を設置する。

○ 低所得である子育て世帯に対する緊急の支援に関する法律案（中谷一馬君外11名提出、第211回国会衆法第5号）

新型コロナウイルス感染症、物価の高騰等による低所得である子育て世帯への経済的な影響が継続し、かつ、深刻化していることに鑑み、低所得である子育て世帯に対する更なる支援を緊急に行うため必要な事項を定める。

○ 特定教育・保育施設における保育教諭等の配置の充実のための措置に関する法律案（浦野靖人君外9名提出、第211回国会衆法第7号）

特定教育・保育施設において、保育教諭等をはじめとする保育等業務従事者が著しく不足しており、小学校就学前子どもの安全の確保その他の小学校就学前子どもの成長に資する良好な教育及び保育の提供に支障が生じている現状に鑑み、特定教育・保育施設における保育教諭等の配置の充実を図り、もって小学校就学前子どもに対する教育及び保育の質の向上を図るため、施設型給付費の額の算定に関する基準の見直しを行い、併せて保育等業務従事者の確保のための処遇改善等の措置を講ずることについて定める。

○ 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（菊田真紀子君外11名提出、第211回国会衆法第15号）

児童に対して経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力を有する第三者がその地位を利用して行う虐待の防止等を図るため、当該虐待を受けたと思われる児童を発見した者に対する通報義務等を定める。

○ 保護者等による自動車内への子ども等の置き去りの防止に関する法律案（吉田統彦君外11名提出、第211回国会衆法第41号）

保護者等が自動車内に子ども等を置き去りにすることにより子ども等の生命又は身体に

危険が生ずる事態が生じていることに鑑み、保護者等による自動車内への子ども等の置き去りの防止に関する措置等を定めることにより、保護者等による自動車内への子ども等の置き去りの防止を図る。

内容についての問合せ先

地域・こども・デジタル特別調査室 相原首席調査員（内線68777）